



消費生活通信

第158号 令和6年10月1日

東秩父村役場産業観光課内 ☎82-1223（直通）

消費生活相談員は「消費生活通信」の作成や契約トラブルなどの相談をお受けしています。
金曜10時～15時30分 お気軽にご利用ください。情報提供も受け付けています。

▶▶ あわててネット検索する前に、まず確認 ◀◀ 故障車等のロードサービスのトラブル

埼玉県消費生活支援センター／損害保険協会

自動車やバイクの故障等が起きた時、消費者自身で対処することが難しいため、ディーラーや修理業者、ロードサービス業者に依頼することになります。ところが、インターネットで検索したロードサービス業者に依頼したところ、事前に説明のなかった高額な請求を受けるケースがあります。

【事例】

旅先で車のバッテリーが上がリ、慌ててインターネットで検索し、「バッテリー修理〇千円～」というロードサービス業者の広告を見て電話した。正確な料金は実際に見てからと言われたが、早く帰りたい一心で来てもらった。現地で状態を確認した業者は作業前に20万円を提示した。あまりにも高額で驚いたが、ここまで呼び出して何もせずに帰ってもらうのは気が引け、作業を依頼し料金を払った。後日、自動車保険にロードサービス特約が付いているのを思い出した。



【他にも・・・】

- 説明された費用が高額だったためキャンセルしたら、約10万円のキャンセル料を請求された。
- 「〇〇保険会社と提携している、全額保険会社から支払いを受けられると虚偽の説明をされた。
- 所持金が不足していると説明しても、自宅やATMまで同行され、その場で支払うよう強要された。

【ここに注意】

- 自動車の故障等が起きた場合、まずは契約している損害保険会社か保険代理店に相談しましょう。
ロードサービス業者を利用した後に保険金を請求しても費用の支払いを受けられないことがあります。
- サイトの表示や電話で説明された料金を鵜呑みにせず、見積もりを出してもらいましょう。
- 料金や作業内容に納得できない場合は、きちんとした説明を求めましょう。
- 自身が加入する自動車保険でロードサービス費用を請求できない場合でも、車を購入した販売会社（ディーラー）が提供するロードサービスや会員制のロードサービスが利用できるかも確認しましょう。

セルフエステ(特にホワイトニング)のトラブルが増えています

国民生活センター

消費者自身がエステ機器や溶剤などを使用して施術を行う「セルフエステ」。中でも歯を白くする「セルフホワイトニング」に関する相談が、全国的に増えています。

【事例】

SNSの広告を見て無料体験のつもりで出向いた。体験後に「絶対にお得」「今日決めないと月額料金が高くなる」と強く勧誘され、契約しないと帰れないと思った。帰宅後に解約したいと思い直して店舗に連絡すると、「違約金が発生する」と言われた。



●一般的に「セルフエステ」はクーリング・オフができません。

エステシャンが施術を行ういわゆるエステティックサロンでは、期間が1か月を超え金額が5万円を超える場合は、特定商取引法の特定継続的役務として、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。セルフエステでは、消費者自身がマシン等を使用するため、対象外となります。

●契約期間や解約の条件などをあらかじめ確認しましょう。

契約前に、契約期間や違約金の有無など、契約内容をよく確認しましょう。特に長期間の契約や回数券を購入する場合は、継続できるかや中途解約の可否も含め、慎重に検討しましょう。

刈払機作業中の事故に注意

消費者庁

エンジンやモーターを動力源として、高速回転する刈刃で草を刈る刈払機。一般的に右から左に振って草を刈りますが、先端などが障害物に接触すると、刃の回転方向と反対に跳ね返される「キックバック」が発生することがあります。

刈刃への接触や巻き込まれ事故を防ぐために次の点に注意しましょう。

【注意ポイント】

- 使用前に必ず取扱説明書を読みましょう。
- 作業に適した服装・装備で行いましょう。
- 作業前に各部の点検をしましょう。
- 作業の際は地面の異物を除去し、15m以内に人がいないことを確認しましょう。
- 農協や販売店等の使用講習会を受けましょう。



<消費生活相談> お気軽にご相談ください

- 日時 毎週 月・火・木・金 (祝祭日をのぞく)
月・火・木曜日は行政職員、金曜日は相談員
10時から15時30分(変更になる場合があります)
- 場所 産業観光課 電話 82-1223(直通)